

# 高陽デイサービス

## 指定通所介護 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団あと会が開設する高陽デイサービス（以下「事業所」とします。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」とします。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とします。

### (運営方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 高陽デイサービス
- (2) 所在地 広島市安佐北区落合南一丁目 11 番 22 号

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名（常勤）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) 生活相談員 2名（常勤兼務2名）  
生活相談員は、利用の申し込みに係る調整、関係機関との連携、利用者への相談助言、生活相談、他の通所介護従事者への情報提供を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行います。
- (3) 看護職員 4名（非常勤4名）  
看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたります。
- (4) 介護職員 4名（常勤1名、常勤兼務2名、非常勤1名）  
介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護、その他必要な業務の提供にあたります。
- (5) 機能訓練指導員 5名（非常勤5名）  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとします。  
(ただし、12月30日から1月3日まで及び祝日を除きます。)
- (2) 営業時間 8時30分～17時30分とします。
- (3) サービス提供時間 9時30分～16時00分とします。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、30人とします。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとします。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) 日常生活訓練
- (7) レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

2 次に掲げる項目については、必要に応じて別に利用料金の支払いを受けるものとします。

- (1) 食費(食材料費+調理費)  
520円/回
- (2) 教養娯楽費(希望により通常のレクリエーションとは別のクラブ活動等に参加する場合の材料費です。)  
実費
- (3) おむつ代(利用者様の身体状況により施設で用意するおむつを使用する場合の費用です。)

	種類	金額(1枚)
おむつ代	尿取りパット	50円
	紙おむつ	100円
	紙パンツ	150円

3 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり10円を実費として徴収します。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者様又はその家族様に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとします。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市安佐北区、安佐南区の区域とします。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとします。

(1) 施設、設備の使用上の注意について。

- ① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ② 利用者様の故意又は重大な過失により、施設、設備等を壊したり、汚したりした場合には、利用者様の自己負担による原状回復か、または相当の代価を受ける場合があります。
- ③ 当施設の職員や他の利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 飲酒及び喫煙について

施設内での飲酒は例外として認められた場合以外できません。また喫煙は施設内の喫煙スペースにてお願いします。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 事業所の従業者は、通所介護を実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力病院の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければなりません。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年 2 回以上、避難・救出訓練を行います。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 13 条 事業所の従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業者等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとします。

(事故発生時の対応)

第 14 条 利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族および市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

2 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなりません。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、従業者の質的向上のため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

(3) その他の研修

2 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団あと会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

#### 附則

この規程は、平成15年4月1日から施行します。

この規程は、平成17年10月1日から一部改正します。

この規程は、平成20年10月1日から一部改正します。

この規程は、平成21年1月1日から一部改正します。

この規程は、平成23年11月1日から一部改正します。

この規程は、平成26年3月1日から一部改正します。

この規程は、平成27年2月1日から一部改正します。

この規程は、平成27年5月1日から一部改正します。

この規程は、令和1年10月1日から一部改正します。

この規程は、令和3年2月1日から一部改正します。

この規程は、令和4年10月1日から一部改正します。